

鹿児島県立短期大学附属図書館 図書除籍に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県立短期大学附属図書館規程第2条に規定する図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他必要な資料等（以下「図書」という。）の収集、整理及び提供を適正に行うため、除籍の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領で、図書とは、図書原簿に登録された図書、所蔵登録された雑誌、所蔵管理登録された視聴覚資料（DVD、ビデオ）をいう。

(除籍の決定基準)

第3条 次の各号に該当する図書は除籍の対象とする。

- (1)汚損若しくは破損が著しく、補修又は製本に耐えないもの
- (2)内容が古くなった図書で、教育上および研究上の利用価値を失ったもの
- (3)複本で保存の必要のないもの
- (4)図書館配架の図書で蔵書点検等により所在不明を確認してから3年以上経過したもの
- (5)その他、図書館長が除籍を適当と認めたもの

(除籍の決定手続き)

第4条 前条の図書の除籍は、図書館・情報システム委員会の承認を得た後、学長の決裁を得るものとする。

(除籍決定後の事務手続き)

第5条 前条により、除籍が決定された図書のうち備品については、鹿児島県会計規則第129条の規定により、不用の決定及び廃棄を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月14日から施行する。
- 2 当分の間、国等の補助金により購入した図書については除籍の対象としない。

図書除籍の手続きについて

(平成 24 年度 12 月教授会)

本学附属図書館所蔵（研究室配架含む）について、別紙の通り、除籍要領、除籍申請書を定める。実際の手続きについては、除籍事務作業なども考慮して、年 1 回とし、以下のように行う。

➤ 5 月（2 週間程度）

「図書の除籍申請書」（別紙）とともに除籍希望の図書を図書館に提出。原則として、教員が研究室等配架，図書館職員が図書館配架とする。委員会等を通して、一覧を学内に通知する。

➤ 6 月（1 ヶ月程度）

図書館に除籍予定コーナーを設け，配架し，縦覧に処する。（除籍してほしくない図書がある場合は申し出て，配架研究室の移動処理をおこなう）

➤ 7 月

図書館情報システム委員会で除籍を決定。学長決裁。

➤ 8 月

除籍処理

以上